

会計帳簿の租税法上の法的意義

TKC タックスフォーラム 2014
税務研究所設立30周年記念

会社法上では、会計帳簿の適時性や正確性の確保と会計帳簿が会社経営に果たす役割が認知されてきた。一方、租税法上では、帳簿のもつ証拠力や証拠価値について論じられることが少なかった。この問題意識のもと、法律学・会計学の研究者および実務家の4名が、それぞれの立場から会計帳簿の租税法上の法的意義について議論を深め合った。

【とき：平成26年6月20日(金)】

はじめに——問題提起

会計帳簿をめぐる法制の現状とあるべき姿を論じたい

が、まず飯塚毅博士の著書『正規の簿記の諸原則』（森山書店）の冒頭部分を確認したいと思います。ここでは次のような指摘がなされています。

「一九七七年改正の西ドイツ国税通則法第一五八条では、（中略）正規の簿記の原則に従って記帳された会計帳簿には、最終的な証拠価値がある。計算誤謬とか、異なる外部証拠の出現とか『その実質的な正当性』(ihre sachliche Richtigkeit, A.O.S.158)を疑わせるに足る状況がない限り、政府はその帳簿による所得計算を是認しなければならず、更正処分をすることは出来ない、という趣旨の条文である。（中略）日本では、法人税法第一三〇条、所得税法第一五五条が、旧R A.O.の第二〇八条、新A.O.の第一五八条と同一趣旨の条文となっており、青色申告書を適法に出している法人・個人の申告所得額について、更正処分をする場合には『帳簿書類を調査し……金額の計算に誤りがあると認められる場合に限り、これを行うことができる』と

の明文規定がある。これを日本の行政、学界、及び実務家の多くの方々は、更正処分の制限に関する技術的な条項又は特典だとして理解しておられないのである。だがそれは誤りであると思われる。（中略）これを会計帳簿の『証拠性』または『証拠能力』ないしは『証拠価値』を意味するものだ、とまでは理解しておられない。（飯塚毅『正規の簿記の諸原則（改訂版）』森山書店、一九八八年、五一六頁）

坂本 租税法上の帳簿の法的意義という問題は、TKC全国会を創設された飯塚毅博士が中央大学の博士論文「正規の簿記の諸原則」で展開された理論です。ただ学問的に、租税法上の帳簿の証拠性や証拠価値については、さほど議論になってこなかった。真正面からこのテーマをとりあげるのは大変意義のあることと考えています。

本日は各界を代表する素晴らしい先生方にお集まりいただき、議論に入る前に、本テーマは今仲清先生の発案です。まず自己紹介を兼ねて趣旨説明をお願いします。

今仲 大阪府堺市で開業しています。今仲です。TKC全国会ではTKC中央研修所副所長などを務めております。

本日のテーマ設定の背景です

飯塚博士はこうに租税法における帳簿の証拠性について問題提起をなされ、その理論を展開されました。しかし、その後会計帳簿の証拠性、証拠能力ないしは証拠価値を研究テーマとしてとりあげる研究者は多くはなかったんですね。

そうした中、本日司会をお務めの坂本先生が、ドイツの商業帳簿制度の源流と発展、そして会計帳簿の証拠力について研究をされ、『会計制度の解明』（中央経済社、二〇一一年）を上梓されたのです。



出席者
(敬称略・順不同)

■パネリスト

同志社大学法学部教授

田中 治

専修大学法学部教授

増田英敏

■コーディネーター

TKC静岡会会長

坂本孝司

税理士

今仲 清

筑波大学大学院教授

弥永真生

税理士

今仲 清

太田・黒澤賞を受賞されたこの著書の中で、坂本先生は、秩序正しく記帳された帳簿だけに証拠力があり、歴史的に帳簿の証拠力は商人の特権であるということを確認されました。さらに、商法典の商業帳簿規定の主たる目的に証拠力の定立があることを立法資料等から描き出されました。

その上で、ドイツ租税法における「正規の簿記の諸原則（GoB）」概念の究明とその証拠力にかかる「法の目的に応じた法規範の組立」について詳細に考察をされています。そして「形式的な正規の簿記」（関連法規で定める帳簿）と実質的な正規の簿記（企業における帳簿の実態）との関連性を詳しく説明され、「記帳条件の成文化」と『帳簿の証拠力』には強い連動性がある」と結論づけられました。

では現在、日本の租税法における記帳条件の規定はどうなっているのか。この確認とそれらあるべき姿について、各分野の研究者の方と一緒に考察を深めた

いというのがこの企画の発端です。私は実務家の立場から、この問題についてお話をさせていただければと思っています。

坂本 本日は租税法研究の東西の両巨頭である増田英敏先生と田中治先生、そして会社法の権威である弥永真生先生をお招きしています。まずは自己紹介を兼ねて先生方から一言お願いできますか。

増田 専修大学大学院の教授を務めております。私は租税法が専門ではありますが、実は学部三年の時には制度会計のゼミに入っており、税理士試験にも挑戦しました。ちなみに会計科目に合格しています。

その後、『科学としての法律学』（弘文堂、一九五五年）という川島武宜先生の著書で「法学とは言葉の科学である」という理論に触れ、「法学を本格的に勉強してみたい」というまさに震えるような思いを抱きました。

一方、当時横浜市立大学教授だった青柳文司先生が主張され

た「会計学は言葉の科学である」という「会計言語説」にも共鳴し、会計と法律の両方とも射程に入れて常に問題意識を持ち、研究をしてきました。現在の専攻である租税法は、二つの学問を両立するような研究領域であると考えています。

また、ある方から「学者は実務が分かっている」という厳しい声をいただいたのがきっかけで、五年ほど前から弁護士活動もしております。おかげで会計帳簿が書証として裁判を左右すること、より一層肌感覚で分かるようになりました。

田中 同志社大学の田中です。私は同志社に移りまして七年目に入ります。その前は大阪府立大学で二十七年間教鞭を執っていました。研究領域は租税法と財政法で、財政の支出、そして収入の両面にわたる法的な問題を研究しています。

最近の関心事は二つありまして、一つは、平成二十六年一月一日から白色申告事業者について帳簿の記載・保存が義務づ

けられましたが、「納税環境整備」との関連の中で、このような帳簿の法的な意味をどう考えたらいいか、ということ。もう一つは、消費税法第三〇条第七項にいう「帳簿及び請求書等の保存」という文脈で、消費税法が求めている帳簿とはどういうものなのか、ということですね。

弥永 筑波大学大学院の弥永と申します。ちなみに、今日講演された青山慶二先生は私の上司と言った方がいいです。

経済学部生として大学に入りましたが、次第に会計に興味を持つようになり、大学三年生の時に公認会計士試験第二次試験に合格しました。ですから自分の中では、「会計もできる」と信じています（笑）。筑波大学では主に法律学を教えますが、他の大学では非常勤講師として簿記や会計学も教えています。

そもそも、会計学と法律学は非常に密接な関係にあります。日本の商法に大きな影響を与えたドイツにおいては、従来からかなり多くの商法研究者が会社

の計算についても大変な興味を持ち、多くの論文を書いていますが、私も会計を最初に勉強しましたが、やはり法律を知らなければ会計も生きてこないと考え、法律を勉強するようになった経緯があります。

坂本 弥永先生は、「中小企業の会計に関する検討会」のワーキンググループ（WG）の座長を務められました。このWGには甲南大学大学院教授の河崎照行先生と私も参加させていただいて「中小会計要領」の取りまとめを行いました。弥永先生は「中小会計要領」の生みの親の一人であるということも、加えてご紹介させていただきま

租税法における帳簿

税法上の「整然かつ明瞭」と会社法上の「適時かつ正確」

坂本 それではさっそく議論に入ってまいりましょう。その

入り口として、租税法における帳簿の意義について増田先生のご見解をお聞かせください。

増田 「帳簿」には現金出納帳、売掛帳、総勘定元帳などがありますが、スタートは仕訳帳になるのだと思います。

法律学においては①事実認定、②法解釈、③当てはめ——という法的三段論法がよく用いられます。法律家として、また会計についても大変な研究を深められた忠佐市先生は、その著書『企業会計法の論理』（税務経理協会、一九七七年）の中で「仕訳の三段論法」を論じられました。これは「法律も仕訳も思考パターンは同じである」として、取引事実を仕訳に起こし、複式簿記の原理・原則に従って、勘定科目という概念にその取引事実を当てはめていくことをそのように表現されているのですね。

また租税法上、「課税要件」と「課税要件事実」がよく議論されますが、「課税要件」というのは、納税義務者、課税物件、課税物件の帰属、そして課税標

準および税率を意味します。そして、帳簿とはそうした課税要件を事実として認定し、科学的な証拠として表示する手段であるといえます。したがって法的証拠と同様に、複式簿記の原則に従い、科学的に体系化された帳簿が作られていけば、それは証拠能力を持つし、証拠価値があるといえる。飯塚博士が『正規の簿記の諸原則』において「会計帳簿には証拠価値がある」と言われている由縁が、まさにここにあると考えております。

また青色申告者に対する更正処分の手続法上の要件を規定している法人税法第一三〇条は、「会計帳簿を調査して、違っている時に限って更正ができる」と規定しています。所得税法も同様に定めています。

さらに平成二十三年度の税制改正を受け、平成二十五年一月から、青色申告ばかりでなく白色申告に対しても課税庁が更正処分を行う際にはその理由を附記しなければならないと改正されました。この法改正を受け、

昨年素晴らしい判決が出ました。後ほど詳述しますが、この裁判所の判断においては、帳簿を否認するの、あるいは法の解釈・適用を否認するの、いずれかを明記しないと更正処分は違法である。したがって明確な理由附記のない課税処分の決定は取り消されるべきである——というものでした。

つまり、納税者が提示した証拠を否定しない限りは更正処分を下すことができないということです。実税法と結び付けて帳簿の重要性や証拠価値が裏付けられた判決といえ、非常に私も勉強になりました。

坂本 青色申告事業者のお話がありました、租税法においては青色申告の記帳要件として「整然かつ明瞭」という規定があります。一方、会社法では「適時かつ正確」という表現となりました。

実務家の感覚としては、一般法である商法・会社法で「適時かつ正確」とあり、特別法である租税法で「整然かつ明瞭」を

求めているのであれば、「適時かつ正確」という一般法の求めが租税法上も生きていけると解釈すべきなのか。それとも、青色申告要件としては適時性や正確性は求めないということなのか。田中先生、ここはどのように解釈すればよいのでしょうか。

田中 非常に難しい質問ですが、まず申し上げておくと、私は会社法と税法の関係が一般法と特別法の関係にあるとは考えていません。それぞれ立法の対象や目的が違うからです。

ただ、税法の領域における明瞭性等の要件の理解については、やはり会社法の考え方を十分参考にして判断するのがよろしいのではないかと考えています。帳簿が正確であるべきこと、あるいはある取引が他の取引と体系的な区分をされて識別可能であるといったことは、税法においても会社法においても共に求められる法的な要件であろうと思うからです。

現在の法人税法施行規則第五条三条において、青色申告法人は、

「その資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引につき、複式簿記の原則に従い、整然かつ、明瞭に記録し、その記録に基づいて決算を行わなければならない」と定められているのはご承知の通りです。

旧通達では、この「明瞭」についての記載が実はあるわけですね。旧通達三三七には「整然とかつ明瞭に記録するとは、全

ての取引が秩序的に記録され、また同一の取引につき複数の帳簿に記載される場合には、その各帳簿への記載の相互関係が明らかにされ、かつ、各取引の性格・金額等が容易に識別できるように記録されていることをいうものとする」旨の記載がある。非常に丁寧な、納税者にとって親切的な表現があるのです。

つまり、①秩序をもって取引が記録されていること、②それぞれの各帳簿間の相互関係が明確になっていること、③金額等が容易に識別可能であること——という三つの内容が「整然かつ明瞭」を満たす内容ではなから

うかと思えます。

しかし、どうも現行の通達においては旧通達のような丁寧な記述は見当たらないようです。なぜ削除したかはよく分かりませんが、ただ従前の旧通達における考え方は今日においてもなお妥当であると思いますし、商法上の考えとも基本的な齟齬はないといえるのではないのでしょうか。

白色申告事業者の記帳も「正規の簿記の原則」によるべき

坂本 今年一月一日から白色申告者においても記帳と帳簿保存が義務化されました。そこで白色申告者における帳簿の位置付けについて、実務家の今仲先生からお聞きしたいと思います。

今仲 所得税法第二三一条の二の改正が今年の一月一日から施行されています。それ以前は、前々年分または前年分の事業所得等の金額の合計額が三百万円を超える者と、一定の事業者について、記帳および帳簿の保存

義務が課されていました。

ところが改正後はその要件が取り払われ、いわゆる不動産所得、事業所得または山林所得を生ずる白色申告者についても全て適用されるようになりました。これは、先ほど増田先生が触れた判決を受け、国税通則法の改正により白色申告者に対しても更正決定等の不利益処分には理由附記が必要となったことに対応したものであらうと考えております。

では、白色申告者にどの程度の帳簿の作成を求めているのかといえますと、財務省令にのみ記述があり、それも「財務大臣の定める記録の方法」というだけになっているんですね。所得税法施行規則第一〇二条では、告示の形で売上や仕入、経費に關しての記帳方法についてはかなり詳細な記載も見受けられますが、「正規の簿記の原則による」といったことは書かれていない。帳簿の記載レベルやその内容は何色申告だらうと同一であるべきだと考えていますので、

このあたりは今後問題になるだらうと見ています。

坂本 ここは実務家としては大変大事なところですね。増田先生にまたお聞きしたいのですが、白色・青色という部分も含めて、もう一度、帳簿の証拠性についてお考えをお聞かせいただけますか。

増田 少し違った観点をご紹介します。裁判官の判断の構造を分析する理論である要件事実論的アプローチから見ても、帳簿の証拠性を裏付けることができるといえます。

要件事実論の大家である伊藤滋夫先生は、ある法律効果を生じるために必要な事実とは何かを見つけて、その事実を証拠として立証できれば裁判は勝てる。したがって裁判の行方を左右するのは証拠によってのみであり、かつどんな証拠を立証するのかを決める時には、その前段階として要件事実をきちっと決めなければいけない——という考え方が要件事実論なのです。

例えば法人税の課税物件であ

法人税法(青色申告書等に係る更正)

第三十条 税務署長は、内国法人の提出した青色申告書又は連結確定申告書等(連結中間申告書、連結確定申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書をいう。以下この条において同じ。)に係る法人税の課税標準又は欠損金額若しくは連結欠損金額の更正をする場合には、その内国法人の帳簿書類(当該連結確定申告書等に係る法人税の課税標準又は連結欠損金額の更正をする場合にあっては、連結子法人の帳簿書類を含む。)を調査し、その調査により当該青色申告書又は連結確定申告書等に係る法人税の課税標準又は欠損金額若しくは連結欠損金額の計算に誤りがあると認められる場合に限り、これを行うことができる。ただし、当該青色申告書又は連結確定申告書等及びこれらに添付された書類に記載された事項によつて、当該課税標準又は欠損金額若しくは連結欠損金額の計算がこの法律の規定に従っていないことその他その計算に誤りがあることが明らかである場合は、その帳簿書類を調査しないでその更正をすることを妨げない。

2 税務署長は、内国法人の提出した青色申告書又は連結確定申告書等に係る法人税の課税標準又は欠損金額若しくは連結欠損金額の更正をする場合には、その更正に係る国税通則法第二十八条第二項(更正通知書の記載事項)に規定する更正通知書にその更正の理由を付記しなければならない。

る法人の所得について、要件事実はその事業年度の益金と損金であるという理論の立て方をします。さらに掘り下げると収益と費用となっていく。そしてここに証拠性を持たせるためには、得た収入をどの時点で認識して、それをどのように反映させてきたのかという歴史的な記録が求められます。これがつまり、帳簿なんです。歴史的にどこにも切斷がなく原始資料を基に帳簿に反映されていることが立証できれば、課税所得の要件事実が立証できたということになるわけです。したがって、帳簿を

抜きにして「課税するか否か」という法律効果を発生させたり消滅させたりすることは通常は議論できないということです。所得税における個人の所得も同様で、収入から必要経費を引いて所得は算定されます。この所得算定プロセスにおいて、正規の簿記の原則に従った帳簿が作られていることを立証できれば、法律上の合理的所得の推定はもろろん働くのです。要件事実論的に見ても会計帳簿は証拠として位置付けられるというわけです。

坂本 田中先生、更正制限規

定との関係についてはいかがでしょうか。

田中 更正の制限規定は法人税法第一三〇条にあります。が、条文の解釈等については、なぜそのような規定が置かれたかというその趣旨・目的等との関係で決まるだろうと思います。

一般に、青色申告は白色申告との対比において特典が認められているということがよく言われてきました。しかし飯塚博士は、帳簿が正規の簿記の諸原則に従って適正に記載されている場合には、特典などではなくもつと普遍的な、取引の真実を反映している証拠として扱うべきであるというご指摘をされている。その点については全く同感です。

条文上で「法人税の課税標準等の計算に誤りがあると認められる場合に限り」更正をすることができるとするのは、いわば当然のことを確認的に規定したと見るのか、あるいは特典を与えるために規定したと見るのか——というのが、おそらく一つの見解の分かれ目になるのでは

ないかと思います。

例えば裁判例の見解を見ても、その判断は分かれているんですね。「更正の制限規定は帳簿を無視して更正または決定されることのないことを納税者に保障したもの」と解すべきである」という非常に原則的な態度を示しているものから、反対に、「同業者の利益率と大きく変わっている状況を示している帳簿の場合には、帳簿と取引事実との照合はせずに推計課税に移つてよい」という態度を示している裁判例もある。裁判例そのものは、個別の事案や裁判官の個別の判断などに左右されて、必ずしも同一の見解を持っているとまでは言えない状況にあります。

私個人は、基本的に帳簿が取引を適正に、その真実を反映している限りにおいては、青色・白色にかかわらずその違いは基本的にないと考えてべきだと思っています。したがって、納税者が作成した帳簿に従って課税をすることを「実額課税」と定義しますと、実額課税こそが

納税者の担税力を正しく測定していく上での基本原則であるべきといえます。

すなわち、基本的に法人税法第一三〇条の規定については、取引を適正に反映している帳簿がある場合には当然にその帳簿を尊重すべきである——と読むべきではないかと思っています。

帳簿の信憑性を上回る証拠を提示しない限り課税処分は不可

坂本 一步踏み込んでみたいのですが、実は飯塚毅博士はその著書において「ドイツ租税法では帳簿に証拠力があると明示している」と指摘していますが、証拠力の「高さ」については言及されていませんでした。

そこで調べたところ、ドイツには国税通則法に関する適用布告というものがあり——これは日本でいえば省令のようなものですが——ここには「租税法における帳簿の証拠力は、法律上の推定規定である」と明確に書いてあるんです。法律上の推定

規定というのは立証責任の範疇の問題で、結構強い証拠力を認めております。ですから、ドイツでは正規の簿記の諸原則に従った帳簿であれば、その反対事実の証明をしない限り、帳簿を否定できないという非常に強い証明力が認められています。

一方、日本においては、帳簿の証拠力の高さについては裁判所が同一見解をまだ持っていないというお話が先ほどありました。増田先生、現在ではどの程度の証拠力を我が国では認めているのでしょうか。

増田 冒頭で触れた判決（大阪高裁平成二十五年一月十八日判決）をここであらためてご紹介します（『判例時報』二二〇三号二五頁）。

これは、財団法人が公益事業会計に区分していた事業を収益事業にあたるとして課税庁が法人税の賦課決定処分を下し、原告がその処分の取り消しを求めて争われた事案で、更正処分の理由附記の程度が第二の争点となったものです。



専修大学法学部教授 増田英敏氏
法政大学経営学部卒。法政大学大学院社会科学部研究科修了。慶應義塾大学法学博士。ワシントン大学ロースクール客員研究員、拓殖大学商学部教授等を経て、03年から現職。10年3月に弁護士登録。主な著書に『リーガルマインド租税法』（成文堂、13年）など。

商法会社法における会計帳簿

伝聞証拠の中で商業帳簿には 例外的に証拠力が認められる

坂本 弥永先生、ここで商法・会社法における会計帳簿の意義と記帳要件についてレクチャーしていただけますか。

弥永 商法および会社法は会計帳簿の作成・保存義務を定めているわけですが、その趣旨は、歴史的に見ると二つの大きな目的があったと思われるのです。

一つは、商人が、会社の取引や財産状態について把握する助けになること。もう一つは、例えば倒産した場合に、誠実に事業を行っていたかどうか、詐欺的な倒産ではなかったかどうかを確かめるための裁判における証拠になるということです。

我が国において明治三十二年に制定された商法は、ドイツ商法典をお手本として会計帳簿等の規定を導入してきていますので、この二つの意義は暗黙のう

ちに前提にされていたと思われるのです。

しかし我が国の商法では、決算書類の作成は必ずしも会計帳簿に基づくことを前提としていたわけではありませんでした。むしろ商法上は、棚卸法に基づいて作られた財産目録から財務諸表や計算書類を作成することを要求していたわけです。昭和三十七年以降は会計帳簿に基づいて誘導的に計算書類を作成することを要求していますので、適切・適法な計算書類を作成するための基礎として、会計帳簿は非常に大きな意味を持っています。

こうした歴史的意義を振り返りますと、現在の会社法および会社計算規則が会計帳簿に要求している記帳の適時性あるいは正確性の規定は自然のものであるといえます。と申しますのは、例えば証拠書類をずっと溜めておいて一年に一回記帳する状況は、どう見ても現在の経営の状況を商人が把握できるとは考えられない。また、商業帳簿の証拠能力や証拠価値との関係にお

理由附記に関して、一審の大阪地裁は、課税庁による課税処分は反復継続的であり大量に下すものであるから、個別・具体的な理由を厳格に求めなくてよいという判断を示しました。しかし大阪高裁では、原告の事業が収益事業か否かに踏み込むまでもなく、更正の理由附記の要件は法的判断過程を明示することを求めているから、その理由がなければ不備であるとして処分取り消しの判決を下しました。

判決の論理の展開は、昭和六十年四月二十三日の最高裁判決を引用してありました（『民集』三九卷三号八五〇頁）。すなわち、更正処分については帳簿を否認するか、あるいは法の解釈

適用を否認するのか、いずれかの理由を明示すべきであり、処分適正化機能と争点明確化機能という立法目的に従って、更正処分の理由を附記されるべきであると判示したのです。

大阪高裁は「最高裁の判断を踏襲すべきであり、かつ維持されるべき」とした上で、納税者が「正規の簿記の原則」という科学的な根拠に基づいて作成した帳簿を描えて申告している以上、その帳簿の信憑性を上回る証拠を提示しない限り更正処分はできない、したがって否認はできないとの判断を示しました。つまりこの判決は、帳簿の証拠価値を論証したものと思います。



筑波大学大学院教授 弥永真生氏
 明治大学政治経済学部経済学科卒、
 東京大学法学部私法コース卒。筑波大
 学助教授、日本銀行金融研究所客員
 研究員等を経て、02年から現職。99年に
 『デリバティブと企業会計法』（中央経
 済社、98年）で太田・黒澤賞を受賞。企
 業会計基準委員会委員。

いても、やはり適時に正確に記帳されていることが前提になっ
 ているはずですね。

実際、刑事訴訟法との関係に
 おいては、商業帳簿の証拠能力
 は他の証拠に比べると特別扱い
 されている部分があります。す
 なわち、刑事訴訟法では、原則
 として伝聞証拠の証拠能力は認
 めないこととされているのです
 が、伝聞証拠であるにも関わら
 ず証拠能力を認められるもの
 中に、実はこの商業帳簿が含ま
 れているのです。

それは商業帳簿が、おそらく
 適時に正確な記帳に基づいて作
 成されていると経験上一般的に
 認められる。そう考えられるか
 らこそ、裁判官の判断を誤った

方向に導くリスクが少ないとい
 う暗黙の前提があるからなので
 すね。もちろん証拠価値や証拠
 力という面においては、我が国
 の裁判制度のもとにおいては自
 由心証主義という考え方が採ら
 れていますので、これは裁判官
 の判断に任せられているのが現
 状です。

ただ刑事裁判との関係で言え
 ば、商業帳簿の高い証拠能力を
 例外的に認めている背景には、
 やはり類型的に見て証拠力があ
 る、あるいは関連性があるとい
 うことを前提にしている。それ
 は翻って考えてみると、多くの
 場合、帳簿には証拠能力があり、
 かつ裁判所もその証拠能力を認
 めているはずだと申し上げるこ

とができると思います。

欧米で中小企業の負担の少ない 仕組みが真剣に検討されている

坂本 帳簿、そして計算書類
 の信頼性確保という点、我々税
 理士に関連してくるのは会計参
 与制度です。我々は帳簿をチェ
 ックし、そのまま決算書に結び
 つく仕組みを活用して計算書類
 の信頼性を確保し、間接金融に
 おける納税者、特に企業側に一
 定の信用を付与しようと努力し
 ているところなのですが。

弥永 会計参与制度は中小企
 業にとって非常にコストが安く
 計算書類の信頼性を確保できる
 制度だと考えています。したが
 って会計参与制度が普及するこ
 とによって、中小企業の計算書
 類の信頼性が社会的に認められ
 ると思うのです。会計参与が
 取締役と共同して計算書類作成
 を担う会計参与制度は、会計帳
 簿がきちんと作られていること
 を前提にしていることに留意し
 なければなりません。これがお

ろそかだと、会計参与に就任す
 る公認会計士、税理士等にとつ
 てリスクがあることは否定でき
 ないといえるでしょう。

会社法では、会計帳簿の信頼
 性を会計参与が担保すべきと明
 示しているわけではありません
 が、会計帳簿の信頼性をチェッ
 クせずに計算書類を作る過程の
 みに関与すれば、会計参与とし
 て後で多くのトラブルに巻き込
 まれる可能性があります。した
 がって計算書類の信頼性確保に
 は、適時・正確な記帳が何より
 も大事になると思います。

税理士の皆さまが税務申告な
 どとの関係で税務上の会計帳簿
 を見られているのであれば、会
 社法の観点からは、やはり、そ
 のような役割を果たされている
 税理士の方々の会計参与就任が
 望まれます。そして会社法上の
 会計帳簿でも、その信頼性を高
 められるように関与先に働きか
 けていただけると非常にありが
 たいですね。

坂本 会計参与設置会社は現
 在二千社弱という状況で、また

会計監査人も任意設置できるものの、ほとんど活用されておりません。となると、会計参与や

会計監査人を設置しなくとも計算書類の信頼性を高める方法を考える必要もあるのでしょうか。

弥永 先生は『会計基準と法』(中央経済社、二〇一三年)という大著で、十数カ国の会計基準と法の接点領域を研究されました。

弥永 欧米諸国の中には、広い範囲の監査を受けることを要求している国もあるのですが、最近、その監査が中小企業にとって負担が重いという議論が出てきています。

そこで、例えば、デンマークでは数年前に、一定規模以下の会社は通常の監査ではなく「拡張されたレビュー」という制度を活用することとしています。これは監査ほど複雑ではなく、イメージとしては、税理士が行うチェックに似ているものです。この「拡張されたレビュー」を活用すると、レビューを受けている企業の計算書類の信頼性は相当程度確保され、その結果、

金融機関からの借り入れがしやすくなるというメリットがあるといわれています。

またフランスでは中小企業の監査について特別な監査基準を設けていますし、通常の監査を簡略化した「簡易監査」というアプローチを取ろうとしている国もあります。さらにアメリカでは、融資の際はレビューが結構活用されているといわれています。

このように、中小企業にとって負担が重くならない、かつ中小企業の計算書類にある程度の信頼性を付与して金融機関から融資を受けやすくする仕組みはどうすればよいかということについて、欧米諸国ではかなり真剣に議論されているといえます。したがって、同様の仕組みを日本でも構築できないかという議論は、今後もっと検討されるべきではないかと思います。しかも今年二月から「経営者保証に関するガイドライン」の運用が開始され、今後個人保証を要求しない動きが加速していくな

らば、なおさら会社の計算書類の信頼性をどうやって高めていくかがカギになるはずで。税理士、公認会計士、そして日本経済を支えていらっしゃる方々に今後考えていただきたいテーマという気がいたします。

坂本 中小企業の決算書については税法と会社計算規則、「中小会計要領」、それから書面添付や会計参与と一体となって信頼性を高めていく仕組みが求められていると思います。会計学、租税法、会社法の研究者の先生方からお力をぜひお貸しただいて、日本の中小企業の計算書類の信頼性を高め、金融円滑化と企業活性化にお力を与えてくれるとありがたいと思います。

田中先生、租税法の観点から何かございますか。

田中 デンマークやアメリカのレビュー制度は非常に興味深く拝聴しました。租税法の観点からは、課税庁との紛争等を前提にした場合の証拠力という点では裁判官による自由心証が重要になります。どれだけ事実

即した、あるいは説得力ある証拠を提出できるかが、裁判の勝敗を分けるということがしばしばある。裁判官に最も納得してもらえる証拠になるかというのはある種、訴訟戦術の問題かもしれない。そうするとやはり常日頃の適正な帳簿の管理等がベースにあるのだらう、と改めて感じました。

消費税と帳簿

中小企業の実務負担を考慮して帳簿方式は維持されるべき

坂本 今年四月一日に消費税率が八%へと引き上げられました。消費税に関しては、インボイス方式の採用や軽減税率の導入問題について活発な議論が展開されています。

付加価値税の計算方式の中で、「インボイスを使わずに帳簿方式で消費税を計算するという仕組みは素晴らしい」と海外から評価を受けている一方、どうも

国内ではまったく評価されていないという非常に悲しい現実があります。個人的には、帳簿への記載をしつかりすれば仕入税額控除が認められるということは、帳簿の証拠性を認めた部分もあるのではと考えています。

消費税についてはいろいろな議論がありますが、先生方のご意見をお聞きしたいと思います。

田中 私の考えを率直にお話ししますと、今坂本先生がおっしゃったように、日本の消費税を維持していくためには基本的にはやはり帳簿方式を維持すべきと考えています。インボイス式への移行は、にわかには賛成しかねる。

第一に、消費税導入時の困難性排除のためだとは思いますが、所得税や法人税の上に乗っかる形で消費税を動かせる仕組みにしたことで、結果的に消費税の税額計算においても帳簿方式が定着していることが挙げられます。第二に、日本の記帳能力や帳簿管理能力は相当の水準にあると思っていますので、私はこ



同志社大学法学部教授 田中 治氏
京都大学法学部卒。京都大学大学院法学研究科博士課程修了(法学博士)。大阪府立大学経済学部教授、大阪府立大学経済学部長・経済学研究科長等を経て、08年から現職。公認会計士試験委員。主な著書に『同族会社の行為計算の否認規定の再検討』(共著、財経詳報社、07年)など。

の二つの理由から、今後も帳簿方式に依存すべきと思います。

軽減税率に関して申しますと、私は導入に反対です。確かに、多くの人が日々食べる物について負担を軽減しようという気持ちには充分理解可能なのですが、本当にそれが権利義務として実行されるかどうか。私は疑問を抱いています。

例えば標準税率が一〇%、食料品が軽減税率の五%であるとした場合、食料品の税率が五%になるからといって小売店が食料品の価格を必ず五%上乘せしなればならないのかという点、消費税法上の権利義務関係でいえばその義務はないだろうと思います。

自由主義社会を前提にするならば、仮に軽減税率で区分されるものが混在する場合において、ある種のものについては一〇%の税率の適用があり、ある種のものについては五%の税率の適用がある。かつ事業者が価格転嫁することについての法律上の権利義務はない。とすると軽減税率は一つの目標値にはなるかもしれませんが、それほど負担軽減の効果を生むとは思わないんですよね。

しかも、消費者が食料品店に「税率が五%になったのに軽減の対象となる商品の価格に適正に反映していない。権利侵害だ」とは言えないと思います。価格の形成は、当事者間で自由になるからです。法的な権利義務の観点で、最終的に裁判所で決着がつく場面まで考えて議論するのかがいま問われていると思います。

増田 帳簿方式の件に関して田中先生と同意見です。田中先生がご指摘された点を踏まえて、私の問題意識としては、消費税の根幹にかかわる仕入税額控除の要件を規定した消費税法第三〇条第七項にいう「帳簿及び請求書等の保存」と調査手続きとの関係をどう理解するのか、という点があります。

平成十六年十二月二十日に最高裁判決が出た「法人税更正処分等取消請求事件」(『判例時報』一八八九号四二頁)では、反対意見はあったものの、調査時に適時に提示できるよう態勢を整えて帳簿等を保存していなかった場合、仕入税額控除の要件である「帳簿等の保存」に該当しないとされました。最近の裁判例でも、「帳簿等の保存」をしていない場合は仕入税額控除を認めないとの判断を裁判所

は維持しています。仕入税額控除が否認されると、消費税は価格転嫁できないという大きなペナルティとして事業者に作用します。

したがってインボイス方式への移行の議論は、調査手続きとの関係や「帳簿等の保存」をどう解するのかということも含め、我々研究者も問題意識を持っていくべきテーマでしょう。

軽減税率については、実務上の複雑性も問題視されていますが、いわゆる逆進性の問題をどうするか。この大問題についても議論を重ねていくべきだと考えています。

今仲 私たち実務家の立場からすると、やはり中小企業の事務負担増大の懸念がありますので、帳簿方式・単一税率を維持すべきであると考えます。例えばインボイス方式を採用した時は、免税事業者にはインボイスを発行することができず、取引から排除されるリスクが出てくる可能性も考えられるからです。ただし、この前提となるのは、

適時・正確な記帳をきちんと行うことです。これは言うまでもありません。



税理士 今仲 清氏
天王寺商業高校卒。84年税理士事務所開業、13年税理士法人今仲清事務所設立、代表社員に就任。主な著書に『図解都市農地の特例活用と相続対策』（共著、清文社、14年）、『中小企業の事業承継戦略』（共著、TKC出版、13年）など。

電子帳簿保存法

証拠性の観点からも電子帳簿に訂正記録を残すのは必然

坂本 時代の流れとともにIT化が進み、多くの企業がパソコン上で帳簿をつける時代になりました。そこで電子帳簿の信頼性についても議論を深めていきたいと思っています。

ドイツにおいては、会計帳簿に記載した内容を訂正する場合、元の記載内容やいつ訂正された

のかが分かるようにすべきとの規定が国税通則法および商法の一般規則にあります。またこれらを受けたいわゆるコンピュータ会計法（正規のコンピュータ支援式簿記の諸原則…GOS）でも、紙ベースの帳簿と同様、電子帳簿に訂正履歴が残るような仕組みを求めています。

我が国の例を見てみましょう。

税法の特別法として成立し、一九九八年七月から施行されている電子帳簿保存法においては電子帳簿へ訂正履歴を残すよう求めています。この規定は電子帳簿で保存する場合にだけ適用されるのです。したがってパソコン上で会計帳簿を作り、紙で出力した場合には訂正履歴が

分からなくてもよいことになっています。

こうした課題がある一方、現在では入力後の訂正履歴が残らない会計ソフトも多く出回っているようです。これはドイツならば商法・国税通則法違反になりますが、我が国では特に違反として捉える動きは少ない。帳簿の証拠性を重く見ている我々税理士からしますと、この状況には非常に困っているわけです。

今仲先生、実務家の立場から、問題提起を改めてお願いします。

今仲 現在、中小企業も含めた法人数は二百数十万社といわれていて、ほとんどの企業がパソコンを使って会計処理をしている時代だと思います。

国税庁のWebサイトによりますと、電子帳簿保存法に基づく承認を受けている法人件数は、平成二十四年六月末現在で一万三〇一三件。二百数十万社のうちのたった十三万社程度しか承認を受けていないんです。紙ベースの帳簿を七年分保存するにはすごい手間ひまと場所が要る

わけですから、企業側からすると、電子帳簿保存法を適用すればかなりのコストダウンになるはず。当然選択するのが普通だと思うんですが、なかなか普及が進まない。その理由は何か。

電子帳簿保存法では、①訂正削除の履歴の確保・追加入力の履歴の確保、②各帳簿間での記録事項の相互追跡可能性、③電子計算機処理システムと開発関係書類等の備えつけ、④見読可能装置の備えつけ、⑤検索機能の確保、⑥適時の入力——を要求しています。

特に①については、市販の会計ソフトの多くは、過去に遡って訂正することが可能です。例えば十カ月前の仕訳を訂正すると、それ以降の数字や科目がすべて変わってしまう。ある種、このほうが楽ですし、いわば改ざんもしやすい。「遡及訂正ができないならやめておこう」「そんな厳しいことが求められるなら保存は紙にしておこう」と考える企業がほとんどなのでしょう。



コーディネーター/TKC静岡会会長 坂本孝司氏
神戸大学経営学部卒。98年東京大学大学院法学政治学研究科博士課程満期退学。11年愛知工業大学大学院経営情報科学研究科後期博士課程修了。博士(経営情報科学)。愛知工業大学教授。税理士・米国公認会計士。中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会」委員(02年、10年)等を歴任。

でも帳簿の証拠性の観点からすれば、本来訂正記録を残すのは当たり前のことですよ。にもかかわらず、面倒だから電子保存は止めておこうというのは本末転倒というか……。非常におかしな状況になってしまっていると思われます。

増田 今のお話をうかがって一番根底にあるのは、やはり会計帳簿の証拠価値の問題ではないかと感じます。企業の経済取引の事実を会計帳簿の中に証拠として残していく、それが証拠になるという大前提が抜けているから、この問題が起こっているのではないかと思います。もともと電子帳簿保存法は、膨大な取引のある企業が紙べー

スですべて資料を残したのでは資源の無駄にもなるので、できれば電子帳簿をしよう。しかし帳簿の証拠価値を低めることになってはいけなくて、証拠力を担保するためにどのような措置が必要なのかという議論があって、現在の規定になったはず。すると「面倒だから」という理由で適用企業が増えていない現状は、結局のところ会社側が帳簿に証拠価値があることをきちんと認識していないということなのではないでしょうか。また一方で、帳簿には証拠価値があり証拠力を持たせるべきだと認識していない税理士がいるのもその一因といえるかもしれません。今後、会計帳簿には

証拠力があるんだという議論を日本全国に普及していく必要があると痛感しました。

田中 結局、電子情報についてはデータの改ざん等が容易であるという、その電子が持っている特性から問題が発生してきている。また人間の側も、その特性を考慮してきちんとしようと考えなのか、あるいは悪用しようと考えなのか。その違いによると思います。

現在では取引における電子化が進んでいて、おそらくこの波が消えることはまずないと思われそうです。やはり正面から電子帳簿に係る課題に取り組むところからスタートするべきなんでしょう。

電子帳簿の証拠力という点では、まず何よりも、訂正や加除等についての履歴をしっかり確保すること。そして各帳簿間の電子情報の追跡が可能な仕組み——いわば「監査証跡」とでも言うのでしょうか——を組み込んでいくことがやはり必要になってくるのだと思います。

坂本 電子帳簿保存法は税法上のものでして、会社法上の規定は働いていないと思われますが、弥永先生はいかがでしょう。

弥永 ヨーロッパでは紙ベースの時代から、会計帳簿を製本させ、不都合な部分を抜き取ったり切り取ったりできないようにしていました。会計帳簿の信頼性、証拠力を高めるために、こうした要求事項を商法の中に設けていたという歴史があります。

二十年以上前、私が研究者になって初めて『ジュリスト』（九四八号）に載せてもらった論文（「EDP化と会計および監査」）は、会計帳簿の電子化などについて研究したものでした。その当時から、ドイツやフランスなどでは電子化の場合にも非常に厳しいルールを設けていたわけです。

しかし日本の場合、そもそも紙ベースの時代から商法上の会計帳簿の改ざん防止に対して何らかの対策を打つてこなかった。今でこそ電子的な記録で帳簿保存することを認めつつも、しかし

改ざん防止等について何ら手当がされていない状況が続いていることは、あまり好ましいことではないと言わざるをえません。

私の個人的な感想としても、パソコンによる会計帳簿の作成がこれだけ普及している時代においては、やはり改ざん防止、もっと正確に言えば、電子的に変更履歴が残る方法は要求されるべきであろうと。これは少なくとも会社法上、できれば商法上も考えたほうがいいのではないかと、という気がいたします。

おわりに——帳簿と税理士業務

巡回監査で真正の事実を確保し 相当注意義務の完璧な履行を

坂本 税理士業務の大部分は帳簿を基に成り立っています。

中でも、TKC会計人の行う月次巡回監査は帳簿の証拠性を確認しながら、さらに強い証明力を与えていく目的もあります。巡回監査業務の意義も含めてお

話したいだきたいと思います。

今仲 税理士法を確認しますと、同法第四十五条第一項にある「故意に、真正の事実を反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき」または同条第二項でいう「相当注意義務」を怠ったとき、我々税理士は懲罰を受けることとなっています。

飯塚毅博士は、この税理士法第四十五条の遵守が一番肝心だとおっしゃいました。そして我々税理士が「真正の事実」を確保し、「相当注意義務」を完璧に履行する手段として、月次巡回監査の実践を提唱されたのです。同時に、巡回監査を省略してよい三つの条件も提示されています。それは、①企業の内部統制が完全に整備されていること、

②企業の会計事務担当者が税務に関する会計処理について高度かつ専門的な知識を有していること、③企業経営者やその他の幹部が、会計経理について絶対に不正を行わないという強固の決意を有していること——です。しかし、これら三つの条件が

完備されている中小企業がどれだけあるかを考えると、ほとんどない。そうすると巡回監査で毎月一回以上現場に向き、会計帳簿と証拠書類のチェックをしない限りは、税理士が「真正の事実」を確保し、「相当注意義務」を果たすことはできないとおっしゃったわけですね。

今日は主に帳簿の証拠力や、企業にとつての帳簿の意義について議論してきましたが、これを踏まえて考えますと、巡回監査で毎月帳簿をチェックすることとは、我々税理士にとつても税理士の使命を果たす上で大きな意義を持つ。税理士の存立基盤のひとつであるといえるのではないのでしょうか。

弥永 今仲先生が言われた巡回監査が省略される三つの要件は、会計参与制度や会計監査人制度にも通じます。

つまり会計参与制度にしても、会計監査人制度にしても、内部統制がきちんと整備され、しかも企業の経営者が不正を行わないシチュエーションにあり、か

つ会計帳簿あるいは計算書類の作成、財務諸表の作成担当者も不正が行われないという仕組みが前提にもなっているはずですが、

その意味では、TKC会員の皆さまは会計帳簿の信頼性を高める仕組みを確保され、努力をされていることは会計参与制度の普及に繋がると思いますし、その基盤を作っているものだと思います。

また今後、会計参与制度でも会計監査人制度でもなく、中小企業の計算書類の信頼性を確保する新たな仕組みが議論される際にも、当然のことながらその前提として会計帳簿の信頼性を確保するための堅固な取り組みは必要ですので、ぜひ今後も進めていただきたい。

私などは、真面目に会計帳簿をつけて正確な計算書類を作っている中小企業の方と、そうでない方がいる。そして真面目な企業が報われないような状況が生じていること自体、マクロの観点からすればいいことではないと思うのです。

ですから広い意味での中小企業振興と申しますか、真面目な中小企業によりよい条件下で資金調達ができる環境を整える意味においても、計算書類の信頼性を確保するために皆さまがなさっている取り組みが重要なのではないかと思います。

増田 書面添付の問題にまで踏み込めば、「巡回監査なしに書面添付の実践はない」と私は考えています。巡回監査により事実認定を行い帳簿の証拠価値を高めつつ、そのうえで問題点については、書面添付により税法をどう解釈・適用したかについて添付書面に記載し、申告の合理性を補強するのです。巡回監査から始まるこの一連の帳簿検証作業は前述した「法的三段論法」を踏襲したものといえ、したがって巡回監査を経た上での書面添付の実践は、帳簿の証拠性を法的にサポートするものといえます。

平成二十五年一月から運用されている国税庁の事務運営指針を見ても、書面添付および意見

聴取を尊重するような取り組みが図られています。書面添付の意義と重要性はますます増しているといえますから、皆さまには、ぜひ巡回監査の徹底断行をお願いしたいと思っています。

田中 私個人はあまり巡回監査等についての実際を承知してはいないのですが、『TKC会報』等で拝見している感想を申し上げますと、申告納税制度をどう日本に根付かせていくかという点で、TKC会員の皆さまは相当の苦勞をされているという印象を強く持っています。

申告納税制度とは、納税者による申告によって納税義務が確定することを「原則」とする制度ですから、それが充分でない場合に「限り」課税庁が登場するということです。したがって、国民一人ひとりが誠意をもって税制を支えていく、この社会を作っていくという意思の表れといえる制度であろうと思います。

この申告納税制度をより内実化していくためには、取引事実を帳簿に正確に反映し、適正申

告へと活かしていくという毅然とした態度が必要になりますが、これは専門家である税理士のみならず、納税者にも考えていただかなくてはいけません。その点、TKC会員の皆さまの取り組みは、長い目で見れば納税者の納税意識を変化させることにもつながるかと思います。その意味で、皆さまには今後ともご尽力をお願いしたいと思います。

坂本 税法上は帳簿、会社法上は会計帳簿ですが、一つの帳簿で財務諸表や決算書の信頼性を確保でき、適正申告に結びつく。一石何鳥もあるのが会計帳簿なんですよね。

TKC全国会は創設以来、この帳簿の証拠性確保をバックボーンに頑張っている集団です。本日は研究者、実務家を代表する方々に検討いただきましたが、今後、各業界・学会で同様の議論が巻き起こることを祈念しまして、パネルディスカッションを終了とさせていただきます。ありがとうございます。

(構成／TKC出版 篠原いづみ)